

## 令和5年度北海道一般会計補正予算（第7号）

令和5年度北海道一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71,865,154千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,333,910,205千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	651,249,676	△ 355,000	650,894,676
	1 道 民 税	159,544,275	1,700,000	161,244,275
	2 事 業 税	147,068,139	2,213,000	149,281,139
	3 地 方 消 費 税	181,838,963	△ 5,110,000	176,728,963
	4 不 動 産 取 得 税	16,672,095	△ 900,000	15,772,095
	8 自 動 車 税	80,008,499	1,389,000	81,397,499
	14 旧 法 に よ る 税	0	353,000	353,000
2 地方消費税清算金		289,351,142	△ 18,134,820	271,216,322
	1 地方消費税清算金	289,351,142	△ 18,134,820	271,216,322
3 地方譲与税		105,370,000	5,873,000	111,243,000
	1 特別法人事業譲与税	92,888,000	5,605,000	98,493,000
	2 地方揮発油譲与税	10,659,000	286,000	10,945,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 石油ガス譲与税	431,000	△ 36,000	395,000
	4 自動車重量譲与税	732,000	40,000	772,000
	5 森林環境譲与税	453,000	1,000	454,000
	6 航空機燃料譲与税	207,000	△ 23,000	184,000
4 地方特例交付金		2,175,000	62,198	2,237,198
	1 地方特例交付金	2,175,000	62,198	2,237,198
5 地方交付税		639,061,435	17,248,255	656,309,690
	1 地方交付税	639,061,435	17,248,255	656,309,690
6 交通安全対策特別交付金		1,133,000	△ 1,000	1,132,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,133,000	△ 1,000	1,132,000
7 分担金及び負担金		23,839,845	△ 3,985,931	19,853,914
	1 分担金	5,189,945	△ 129,314	5,060,631
	2 負担金	18,649,900	△ 3,856,617	14,793,283
8 使用料及び手数料		22,203,300	△ 666,460	21,536,840

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 使用料	12,430,011	△ 169,307	12,260,704
	2 手数料	666,410	△ 20,463	645,947
	3 証紙収入	9,106,879	△ 476,690	8,630,189
9 国庫支出金		579,503,828	△ 65,261,580	514,242,248
	1 国庫負担金	99,909,919	△ 4,703,221	95,206,698
	2 国庫補助金	474,838,153	△ 59,483,134	415,355,019
	3 委託金	4,755,756	△ 1,075,225	3,680,531
10 財産収入		5,958,751	△ 199,157	5,759,594
	1 財産運用収入	3,166,284	△ 34,769	3,131,515
	2 財産売払収入	2,792,467	△ 164,388	2,628,079
11 寄附金		1,585,712	170,914	1,756,626
	1 寄附金	1,585,712	170,914	1,756,626
12 繰入金		83,006,982	△ 10,745,312	72,261,670
	1 特別会計繰入金	14,408,177	△ 1,480,054	12,928,123

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	68,598,805	△ 9,265,258	59,333,547
13 諸収入		385,112,877	1,025,692	386,138,569
	1 延滞金、加算金 及び過料等	734,103	115,550	849,653
	2 預金利子	4,159	2,782	6,941
	3 貸付金収入	362,496,987	△ 1,440,722	361,056,265
	4 受託事業収入	3,658,527	△ 981,386	2,677,141
	5 収益事業収入	8,063,668	△ 1,489,954	6,573,714
	6 雑収入	10,155,433	4,819,422	14,974,855
14 道債		588,796,300	3,069,079	591,865,379
	1 道債	588,796,300	3,069,079	591,865,379
16 市町村たばこ税 道交付金		0	34,968	34,968
	1 市町村たばこ税 道交付金	0	34,968	34,968
歳入合計		3,405,775,359	△ 71,865,154	3,333,910,205

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,357,268	△ 156,315	3,200,953
	1 議 会 費	3,357,268	△ 156,315	3,200,953
2 総 務 費		319,543,529	18,395,612	337,939,141
	1 総 務 管 理 費	91,375,654	28,228,445	119,604,099
	2 徴 税 費	184,743,415	△ 7,317,875	177,425,540
	3 学 事 宗 務 費	33,478,577	△ 1,977,402	31,501,175
	4 防 災 費	2,719,629	△ 49,005	2,670,624
	5 原子力安全対策費	2,189,423	△ 264,738	1,924,685
	6 危 機 管 理 費	4,860	△ 1,586	3,274
	7 領 土 復 帰 対 策 費	877,880	△ 49,728	828,152
	8 会 計 管 理 費	481,826	△ 12,407	469,419
	9 選 挙 費	2,741,140	△ 208,710	2,532,430
	10 人 事 委 員 会 費	333,301	△ 5,299	328,002

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	597,824	53,917	651,741
3 総合政策費		89,444,633	113,651	89,558,284
	1 総合政策管理費	4,075,971	△ 87,346	3,988,625
	2 官民連携推進費	510,243	158,844	669,087
	3 政策費	19,430	△ 419	19,011
	4 計画費	3,482,953	△ 781,663	2,701,290
	5 国際交流費	362,169	△ 6,000	356,169
	6 次世代社会戦略費	19,166,655	△ 119,639	19,047,016
	7 地域創生費	6,087,994	33,334	6,121,328
	8 地域行政費	2,891,520	△ 798,145	2,093,375
	9 交通政策費	45,798,055	1,909,687	47,707,742
	10 航空港湾費	7,049,643	△ 195,002	6,854,641
4 環境生活費		29,724,009	△ 1,264,055	28,459,954
	1 環境生活管理費	2,310,740	△ 274,710	2,036,030

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 環境政策費	9,679,222	△ 468,371	9,210,851
	3 循環型社会推進費	2,329,631	△ 334,635	1,994,996
	4 自然環境費	829,322	△ 61,243	768,079
	5 野生動物対策費	412,050	△ 113,802	298,248
	6 ゼロカーボン戦略費	9,710,234	66,772	9,777,006
	7 気候変動対策費	266,335	△ 32,617	233,718
	9 消費者安全費	382,449	△ 26,599	355,850
	10 文化振興費	1,365,560	△ 7,665	1,357,895
	11 スポーツ振興費	1,253,339	16,815	1,270,154
	12 アイヌ政策費	701,690	△ 28,000	673,690
5 保健福祉費		562,902,427	△ 58,323,169	504,579,258
	1 保健福祉管理費	25,664,232	670,450	26,334,682
	2 地域医療費	19,253,418	△ 4,650,166	14,603,252
	3 医務薬務費	5,093,521	△ 693,830	4,399,691



款	項	補正前の額	補正額	計
	4 地域保健費	9,630,261	579,426	10,209,687
	5 国保医療費	112,237,630	1,383,344	113,620,974
	6 食品衛生費	757,313	△ 70,190	687,123
	7 感染症対策費	108,018,659	△ 47,617,763	60,400,896
	8 地域福祉費	40,294,139	1,731,045	42,025,184
	9 障がい者保健福祉費	78,995,808	△ 2,155,350	76,840,458
	10 高齢者保健福祉費	91,717,299	△ 4,668,576	87,048,723
	11 子ども子育て支援費	71,012,641	△ 2,831,559	68,181,082
6 経 済 費		379,870,117	△ 2,619,085	377,251,032
	1 経済管理費	4,161,634	167,003	4,328,637
	2 経済企画費	2,972,488	△ 3,119	2,969,369
	3 国際経済費	129,557	△ 1,150	128,407
	4 食産業振興費	347,542	1,767	349,309
	5 観光振興費	3,763,181	107,859	3,871,040

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 中小企業費	338,060,022	△ 2,159,100	335,900,922
	7 産業振興費	16,182,392	601,157	16,783,549
	8 環境・エネルギー費	10,499,262	△ 592,250	9,907,012
	9 雇用労政費	512,677	△ 232	512,445
	10 産業人材費	2,827,035	△ 718,831	2,108,204
	11 労働委員会費	414,327	△ 22,189	392,138
7 農政費		196,573,863	△ 12,951,104	183,622,759
	1 農政管理費	12,196,378	△ 2,190,798	10,005,580
	2 食品政策費	2,708,108	△ 935,043	1,773,065
	3 農産振興費	24,085,172	△ 2,028,382	22,056,790
	4 畜産振興費	15,364,702	△ 2,226,220	13,138,482
	5 技術普及費	7,346,327	△ 1,172,628	6,173,699
	6 農業経営費	2,007,076	△ 171,294	1,835,782
	7 農地調整費	2,068,511	△ 502,782	1,565,729

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 農村設計費	16,092,418	△ 505,734	15,586,684
	9 農業農村整備事業費	98,463,145	△ 3,014,873	95,448,272
	10 農業施設管理費	16,197,175	△ 197,440	15,999,735
	11 農村計画費	44,851	△ 5,910	38,941
8 水産林務費		93,824,844	△ 3,483,854	90,340,990
	1 水産林務管理費	8,048,210	△ 1,084,175	6,964,035
	2 水産経営費	5,552,416	△ 79,387	5,473,029
	3 水産振興費	1,256,905	△ 206,540	1,050,365
	4 漁港漁村費	38,792,769	△ 189,800	38,602,969
	5 漁業管理費	1,240,070	△ 67,177	1,172,893
	6 林業木材費	5,040,426	△ 1,230,536	3,809,890
	7 森林計画費	1,273,124	△ 389,002	884,122
	8 森林整備費	14,643,434	△ 230,765	14,412,669
	9 治山費	12,674,535	△ 2,032	12,672,503

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 森林活用費	252,257	△ 2,611	249,646
	11 道有林費	5,050,698	△ 1,829	5,048,869
9 建設費		317,404,589	△ 6,728,170	310,676,419
	1 建設管理費	42,309,911	△ 1,354,085	40,955,826
	3 道路橋りょう費	143,375,730	△ 365,453	143,010,277
	4 河川費	64,166,016	△ 971,313	63,194,703
	5 砂防海岸費	30,544,949	152,199	30,697,148
	6 まちづくり推進費	62,573	△ 953	61,620
	7 都市環境費	7,623,901	△ 1,123,720	6,500,181
	8 公園下水道費	8,769,189	△ 1,406,513	7,362,676
	9 建築指導費	767,742	△ 499,456	268,286
	10 住宅費	42,244	△ 9,300	32,944
	11 営繕費	6,161,574	△ 1,149,576	5,011,998
10 警察費		139,112,305	△ 3,374,921	135,737,384

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 警察管理費	131,050,618	△ 3,391,364	127,659,254
	2 警察活動費	3,956,765	△ 32,550	3,924,215
	3 交通安全施設費	4,104,922	48,993	4,153,915
11 教育費		387,660,285	△ 4,108,127	383,552,158
	1 教育総務費	29,621,728	△ 1,145,049	28,476,679
	2 小学校費	125,424,337	683,309	126,107,646
	3 中学校費	78,342,800	△ 268,572	78,074,228
	4 高等学校費	91,675,815	△ 1,531,975	90,143,840
	5 特別支援学校費	54,287,654	△ 1,334,205	52,953,449
	6 学校教育費	4,901,022	△ 351,873	4,549,149
	7 社会教育費	1,775,004	3,966	1,778,970
	8 保健体育費	1,631,925	△ 163,728	1,468,197
12 災害復旧費		7,380,094	△ 1,378,455	6,001,639
	2 水産林業施設 災害復旧費	982,079	△ 92,115	889,964

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 土木施設災害復旧費	5,929,692	△ 1,286,340	4,643,352
13 公債費		652,809,466	△ 381,173	652,428,293
	1 公債費	652,809,466	△ 381,173	652,428,293
14 諸支出金		225,967,930	4,394,011	230,361,941
	1 繰出金	31,368,605	310,602	31,679,207
	2 諸費	194,599,325	4,083,409	198,682,734
歳出合計		3,405,775,359	△ 71,865,154	3,333,910,205

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	4 防災費	—	—	総合防災体制整備費	392,941
3 総合政策費	9 交通政策費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	12,831,867
	10 航空港湾費	—	—	空港管理費	37,357
		空港公共事業費	450,000	空港公共事業費	794,359
		—	—	空港整備費補助金	10,450
4 環境生活費	4 自然環境費	自然公園等整備費	315,450	自然公園等整備費	337,606
5 保健福祉費	3 医務業務費	—	—	医療技術者養成施設管理費	22,655
	7 感染症対策費	—	—	感染症対策事業費	1,914,622
	8 地域福祉費	社会福祉法人運営支援費	1,072,400	社会福祉法人運営支援費	1,226,376
	10 高齢者保健福祉費	—	—	高齢者対策推進費	1,474,791
		介護保険対策費	2,201,643	介護保険対策費	3,127,247
6 経済費	5 観光振興費	—	—	誘客推進費	155,419
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	1,402,451	公共事業事務費	2,050,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		みどりの食料システム戦略推進事業費	540,501	みどりの食料システム戦略推進事業費	621,136
	3 農産振興費	農業生産総合対策事業費	5,249,549	農業生産総合対策事業費	9,607,009
		—	—	畑作物生産改善対策費	399,892
		野菜産地育成総合対策事業費	195,000	野菜産地育成総合対策事業費	495,000
	4 畜産振興費	畜産振興総合対策事業費	2,166,795	畜産振興総合対策事業費	2,309,441
	5 技術普及費	—	—	農村環境保全対策推進事業費	486,753
	6 農業経営費	農地利用効率化等支援事業費	376,000	農地利用効率化等支援事業費	646,000
	7 農地調整費	—	—	市町村地籍調査事業費	52,992
	9 農業農村整備事業費	道営土地改良事業費	41,406,283	道営土地改良事業費	45,015,684
		—	—	団体営土地改良事業費	83,072
		道営農用地造成事業費	1,680,000	道営農用地造成事業費	2,451,483
		団体営農用地造成事業費	291,840	団体営農用地造成事業費	307,045
		道営農地防災事業費	567,000	道営農地防災事業費	1,024,490
		—	—	道営農道整備事業費	416,680



款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		道営農村総合整備事業費	90,910	道営農村総合整備事業費	500,022
		—	—	団体営農村総合整備事業費	244,926
8 水産林務費	1 水産林務管理費	公共事業事務費	429,260	公共事業事務費	648,785
		—	—	補助事業事務費	20,294
	2 水産経営費	水産業振興構造改善事業費	2,166,467	水産業振興構造改善事業費	2,238,598
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	12,630,000	水産物供給基盤整備事業費	14,370,664
		漁港漁村活性化対策事業費	492,200	漁港漁村活性化対策事業費	562,200
		漁港海岸保全事業費	605,000	漁港海岸保全事業費	1,385,640
	8 森林整備費	森林環境保全整備事業費	5,936,892	森林環境保全整備事業費	5,973,357
9 治山費	治山事業費	3,040,910	治山事業費	3,388,910	
9 建設費	1 建設管理費	公共事業事務費	1,049,206	公共事業事務費	1,298,990
		—	—	補助事業事務費	7,648
		単独事業事務費	87,275	単独事業事務費	165,017
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	20,704,000	道路公共事業費	22,454,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		道路特別対策事業費	10,049,156	道路特別対策事業費	10,397,056
		地域活力基盤整備事業費	15,173,844	地域活力基盤整備事業費	15,700,944
	4 河川費	河川公共事業費	16,388,500	河川公共事業費	22,112,500
		—	—	河川受託工事費	210,000
		ダム公共事業費	1,984,149	ダム公共事業費	2,138,792
		ダム負担工事費	88,390	ダム負担工事費	129,607
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	12,972,000	砂防公共事業費	13,626,430
		—	—	砂防特別対策事業費	32,000
		海岸公共事業費	1,720,000	海岸公共事業費	3,043,000
	7 都市環境費	街路公共事業費	3,515,011	街路公共事業費	3,985,711
	8 公園下水道費	—	—	公園公共事業費	600,883
		公共下水道公共事業費	88,200	公共下水道費	209,493
		流域下水道公共事業費	892,000	流域下水道費	1,101,982
	10 警察費	1 警察管理費	—	—	機動力強化費

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		警察庁舎建築費	13,068	警察庁舎建築費	788,759
	3 交通安全施設費	—	—	交通安全施設整備費	57,629
11 教育費	4 高等学校費	高等学校管理費	100,500	高等学校管理費	181,398
	5 特別支援学校費	特別支援学校管理費	190,842	特別支援学校管理費	219,408
12 災害復旧費	1 農地開発施設災害復旧費	—	—	耕地災害復旧事業費	55,866
	2 水産林業施設災害復旧費	—	—	林道災害復旧事業費	223,036
		—	—	緊急治山事業費	462,772
		—	—	治山施設災害復旧事業費	15,501
	3 土木施設災害復旧費	土木災害復旧事業費	1,712,355	土木災害復旧事業費	2,467,734

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
北方四島交流センターの指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和3年度から 令和13年度まで	628,000	令和3年度から 令和13年度まで	629,000
昭和48年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	令和元年度から 令和5年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 事務費及び資金 経費について 368,185千円 以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	令和6年度から 令和10年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 事務費及び資金 経費について 277,969千円 以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和53年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	令和元年度から 令和5年度まで	北海道土地開発 公社が行う用地 取得費、補償費、 管理費、造成費、 調査測量費、事 務費及び資金経 費について 48,197千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	令和6年度から 令和10年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 8,257千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和54年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	令和元年度から 令和5年度まで	北海道土地開発 公社が行う造成 費、管理費、事 務費及び資金経 費について 138,598千円 以内	令和6年度から 令和10年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 9,991千円以 内

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和58年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	令和元年度から 令和5年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 21,856千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	令和6年度から 令和10年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 6,996千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和63年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	令和元年度から 令和5年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 16,075千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	令和6年度から 令和10年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 6,245千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成5年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	令和元年度から 令和5年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び	令和6年度から 令和10年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		資金経費について 14,629千円以内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額		資金経費について 5,241千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成10年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	令和元年度から 令和5年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費について 14,079千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	令和6年度から 令和10年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費について 4,048千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用地 の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
令和5年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	元金について 17,523,000千 円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額
令和5年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	元金について 10,293,000千 円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額
道立施設の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和元年度から 令和6年度まで	総務費について 1,414,000 環境生活費につ	令和元年度から 令和6年度まで	総務費について 1,425,000 環境生活費につ

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		いて 261,000 の合計額 1,675,000		いて 261,000 の合計額 1,686,000
道立施設の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和3年度から 令和8年度まで	環境生活費につ いて 2,639,000 経済費について 423,000 水産林務費につ いて 787,000 建設費について 3,427,000 教育費について 4,234,000 の合計額 11,510,000	令和3年度から 令和8年度まで	環境生活費につ いて 2,658,000 経済費について 426,000 水産林務費につ いて 787,000 建設費について 3,461,000 教育費について 4,252,000 の合計額 11,584,000

第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	2,044,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,064,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	1,254,000	同 上	10%以内	同 上	885,000	同 上	10%以内	同 上
消防学校施設 整備費	1,532,000	同 上	10%以内	同 上	1,432,000	同 上	10%以内	同 上
私立学校等 管理運営 対策費	87,000	同 上	10%以内	同 上	72,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定 特別総合開発 事業推進費	1,143,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し 後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	951,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し 後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構 整備費	156,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	209,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	32,244,000	同 上	10%以内	同 上	37,737,000	同 上	10%以内	同 上



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄空港整備費	389,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	401,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
空港整備費	591,000	同 上	10%以内	同 上	658,000	同 上	10%以内	同 上
交通企画費	600,000	同 上	10%以内	同 上	569,000	同 上	10%以内	同 上
石狩西部広域水道対策費	517,000	同 上	10%以内	同 上	475,000	同 上	10%以内	同 上
自然環境対策費	241,000	同 上	10%以内	同 上	227,000	同 上	10%以内	同 上
脱炭素社会推進費	137,000	同 上	10%以内	同 上	113,000	同 上	10%以内	同 上
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	35,000	同 上	10%以内	同 上	39,000	同 上	10%以内	同 上
社会福祉施設整備費	3,378,000	同 上	10%以内	同 上	3,385,000	同 上	10%以内	同 上
児童福祉施設整備費	192,000	同 上	10%以内	同 上	214,000	同 上	10%以内	同 上
中小企業高度化資金貸付事業費	225,000	同 上	10%以内	同 上	300,000	同 上	10%以内	同 上
農業改良普及センター改築費	148,000	同 上	10%以内	同 上	198,000	同 上	10%以内	同 上
土地改良事業費	26,654,000	同 上	10%以内	同 上	26,888,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農用地造成事業費	1,839,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,144,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農地防災事業費	1,584,000	同 上	10%以内	同 上	1,589,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	326,000	同 上	10%以内	同 上	357,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	440,000	同 上	10%以内	同 上	473,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	678,000	同 上	10%以内	同 上	742,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	11,781,000	同 上	10%以内	同 上	12,629,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	11,747,000	同 上	10%以内	同 上	11,881,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	766,000	同 上	10%以内	同 上	821,000	同 上	10%以内	同 上
林道事業費	461,000	同 上	10%以内	同 上	494,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	6,276,000	同 上	10%以内	同 上	6,289,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,653,000	同 上	10%以内	同 上	1,777,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	6,161,300	同 上	10%以内（ただし、利率見直	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年	6,173,100	同 上	10%以内（ただし、利率見直	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。			し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道民の森整備費	21,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	23,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,760,000	同 上	10%以内	同 上	4,951,000	同 上	10%以内	同 上
道路新設改良費	18,832,000	同 上	10%以内	同 上	18,947,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	36,691,000	同 上	10%以内	同 上	35,913,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	17,615,000	同 上	10%以内	同 上	16,940,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	8,092,000	同 上	10%以内	同 上	8,366,000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	1,664,000	同 上	10%以内	同 上	1,716,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	10,951,000	同 上	10%以内	同 上	11,403,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,304,000	同 上	10%以内	同 上	1,427,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 関 連 事 業 費	148,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	109,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
海 岸 保 全 事 業 費	1,847,000	同 上	10%以内	同 上	1,955,000	同 上	10%以内	同 上
街 路 事 業 費	2,868,000	同 上	10%以内	同 上	2,448,000	同 上	10%以内	同 上
臨 時 街 路 整 備 特 別 対 策 事 業 費	892,000	同 上	10%以内	同 上	977,000	同 上	10%以内	同 上
都 市 公 園 費	1,116,000	同 上	10%以内	同 上	1,139,000	同 上	10%以内	同 上
庁 舎 等 営 繕 費	4,928,000	同 上	10%以内	同 上	4,684,000	同 上	10%以内	同 上
直 轄 道 路 事 業 費	22,402,000	同 上	10%以内	同 上	23,110,000	同 上	10%以内	同 上
直 轄 河 川 事 業 費	11,422,000	同 上	10%以内	同 上	12,158,000	同 上	10%以内	同 上
直 轄 砂 防 事 業 費	1,451,000	同 上	10%以内	同 上	1,893,000	同 上	10%以内	同 上
直 轄 海 岸 事 業 費	192,000	同 上	10%以内	同 上	207,000	同 上	10%以内	同 上
警 察 施 設 整 備 費	2,626,000	同 上	10%以内	同 上	2,701,000	同 上	10%以内	同 上
交 通 安 全 施 設 整 備 費	965,000	同 上	10%以内	同 上	1,140,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
教 育 施 設 整 備 費	541,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	572,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
高 等 学 校 施 設 整 備 費	6,415,000	同 上	10%以内	同 上	6,593,000	同 上	10%以内	同 上
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	4,141,000	同 上	10%以内	同 上	4,187,000	同 上	10%以内	同 上
漁 港 災 害 復 旧 費	57,000	同 上	10%以内	同 上	30,000	同 上	10%以内	同 上
治 山 災 害 復 旧 費	187,000	同 上	10%以内	同 上	207,000	同 上	10%以内	同 上
土 木 災 害 復 旧 費	2,381,000	同 上	10%以内	同 上	2,122,000	同 上	10%以内	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	17,000,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	同 上	11,753,279	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	同 上
合 計	588,796,300				591,865,379			



令和5年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,418,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394,190,221千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		350,245	52,381	402,626
	1 財産運用収入	350,245	52,381	402,626
2 繰入金		392,421,942	1,365,653	393,787,595
	1 一般会計繰入金	290,780,520	1,363,798	292,144,318
	2 基金繰入金	101,641,422	1,855	101,643,277
歳入合計		392,772,187	1,418,034	394,190,221



歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		392,772,187	1,418,034	394,190,221
	1 公 債 費	392,772,187	1,418,034	394,190,221
歳 出 合 計		392,772,187	1,418,034	394,190,221



令和5年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,267,999千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ496,011,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		137,583,828	314,325	137,898,153
	1 国庫負担金	96,257,084	△ 3,994	96,253,090
	2 国庫補助金	41,326,744	318,319	41,645,063
3 財産収入		2,464	2,372	4,836
	1 財産運用収入	2,464	2,372	4,836
4 繰入金		37,405,508	6,309,572	43,715,080
	1 一般会計繰入金	30,566,104	311,895	30,877,999
	2 基金繰入金	6,839,404	5,997,677	12,837,081
5 繰越金		8,020	3,257,797	3,265,817
	1 繰越金	8,020	3,257,797	3,265,817
6 諸収入		162,270,027	383,933	162,653,960
	2 雑入	162,269,227	383,933	162,653,160

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	485,743,224	10,267,999	496,011,223
	合			
	計			

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		485,710,971	7,741,276	493,452,247
	1 国民健康保険事業費	485,710,971	7,741,276	493,452,247
2 諸 支 出 金		32,253	2,526,723	2,558,976
	1 繰 出 金	24,233	3,762	27,995
	2 諸 費	8,020	2,522,961	2,530,981
歳 出 合 計		485,743,224	10,267,999	496,011,223

令和5年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

令和5年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,357千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,153,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		310,618	△ 976	309,642
	1 一般会計繰入金	310,618	△ 976	309,642
2 繰 越 金		46,359	3,729	50,088
	1 繰 越 金	46,359	3,729	50,088
3 諸 収 入		550,808	△ 57,110	493,698
	1 貸付金収入	523,698	△ 48,927	474,771
	2 雑 入	27,110	△ 8,183	18,927
歳 入 合 計		1,207,785	△ 54,357	1,153,428



		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 中小企業高度化資金貸付等事業費		613,577	△ 976	612,601	
	1 中小企業高度化資金貸付等事業費	613,577	△ 976	612,601	
2 公 債 費		327,944	△ 39,126	288,818	
	1 公 債 費	327,944	△ 39,126	288,818	
3 諸 支 出 金		266,264	△ 14,255	252,009	
	1 繰 出 金	244,548	△ 14,255	230,293	
歳 出 合 計		1,207,785	△ 54,357	1,153,428	



令和5年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

令和5年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ985,166千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		170,664	598	171,262
	1 財産運用収入	664	598	1,262
3 諸収入		11,780	801,290	813,070
	1 一般会計借入金	11,780	801,290	813,070
歳入	合計	183,278	801,888	985,166

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		183,278	801,888	985,166
	1 公 債 費	183,278	801,888	985,166
歳 出 合 計		183,278	801,888	985,166



令和5年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

令和5年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,369千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ393,257千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		287,915	△ 3	287,912
	1 財 産 運 用 収 入	8	△ 3	5
3 諸 収 入		10,830	94,372	105,202
	1 一 般 会 計 借 入 金	10,830	94,372	105,202
歳 入	合 計	298,888	94,369	393,257



歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		298,888	94,369	393,257
	1 公 債 費	298,888	94,369	393,257
歳 出 合 計		298,888	94,369	393,257



## 令和5年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

令和5年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,409千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ458,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		1,080	△ 60	1,020
	1 一般会計繰入金	1,080	△ 60	1,020
2 繰越金		110,192	△ 1,349	108,843
	1 繰越金	110,192	△ 1,349	108,843
歳入合計		459,875	△ 1,409	458,466

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 就農支援資金 貸付等事業費		1,080	△ 60	1,020	
	1 就農支援資金 貸付等事業費	1,080	△ 60	1,020	
3 諸 支 出 金		157,775	△ 1,349	156,426	
	1 繰 出 金	153,016	△ 465	152,551	
	2 諸 費	4,759	△ 884	3,875	
歳 出 合 計		459,875	△ 1,409	458,466	



令和5年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,955,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は「第2表繰越明許費」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		4,784,150	△ 88,600	4,695,550
	1 使用料	4,784,150	△ 88,600	4,695,550
2 国庫支出金		2,222,765	△ 257	2,222,508
	1 国庫補助金	2,222,765	△ 257	2,222,508
3 繰入金		448,045	△ 257	447,788
	1 一般会計繰入金	448,045	△ 257	447,788
4 繰越金		100	141,030	141,130
	1 繰越金	100	141,030	141,130
5 諸収入		2,757,488	28,265	2,785,753
	1 一般会計借入金	2,685,014	△ 60	2,684,954
	2 雑入	72,474	28,325	100,799
歳入合計		14,875,768	80,181	14,955,949



歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,313,706	7,498	8,321,204
	1 道営住宅事業費	8,313,706	7,498	8,321,204
2 公 債 費		5,840,432	29,297	5,869,729
	1 公 債 費	5,840,432	29,297	5,869,729
3 諸 支 出 金		721,630	43,386	765,016
	1 繰 出 金	721,620	△ 1,075	720,545
	2 諸 費	10	44,461	44,471
歳 出 合 計		14,875,768	80,181	14,955,949

第 2 表

## 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 道営住宅事業費	1 道営住宅事業費	公共事業事務費	9,000
		公共事業費	1,310,000

令和5年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,795,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		34,795,520	1,000,000	35,795,520
	1 一般会計借入金	17,645,000	1,000,000	18,645,000
歳入合計		34,795,520	1,000,000	35,795,520

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	17,645,000	1,000,000	18,645,000
	1 住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	17,645,000	1,000,000	18,645,000
歳 出 合 計		34,795,520	1,000,000	35,795,520



令和5年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）

令和5年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196,715千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,626,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		6,259	440	6,699
	1 手 数 料	6,259	440	6,699
2 財 産 収 入		2,119	1,967	4,086
	1 財 産 運 用 収 入	2,119	1,967	4,086
3 寄 附 金		35,500	△ 7,000	28,500
	1 寄 附 金	35,500	△ 7,000	28,500
4 諸 収 入		54,385,579	117,538	54,503,117
	1 収 益 事 業 収 入	51,130,230	150,685	51,280,915
	2 雑 入	3,255,349	△ 33,147	3,222,202
5 繰 越 金		0	83,770	83,770
	1 繰 越 金	0	83,770	83,770
歳 入	合 計	54,429,457	196,715	54,626,172



歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		54,425,471	197,406	54,622,877
	1 競 馬 総 務 費	21,767	△ 468	21,299
	2 競 馬 開 催 費	54,403,704	197,874	54,601,578
2 諸 支 出 金		3,986	△ 691	3,295
	1 繰 出 金	3,986	△ 691	3,295
歳 出 合 計		54,429,457	196,715	54,626,172



## 令和5年度北海道公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度北海道公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度北海道公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間総処理水量	1,895,214立方メートル	381,552立方メートル	2,276,766立方メートル
(2) 一日平均処理水量	5,192立方メートル	1,046立方メートル	6,238立方メートル
(3) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 公共下水道改修事業	835,200千円	△ 195,783千円	639,417千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「長期借入金を一  
般会計から160,324千円」を「長期借入金を一般会計から158,177千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	971,710千円	33,316千円	1,005,026千円
第1項 営業収益	380,960千円	33,704千円	414,664千円
第2項 営業外収益	590,750千円	△ 392千円	590,358千円
第3項 特別利益	0千円	4千円	4千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,250,714千円	36,820千円	1,287,534千円
第1項 営業費用	1,074,530千円	38,632千円	1,113,162千円
第2項 営業外費用	176,184千円	△ 2,876千円	173,308千円
第3項 特別損失	0千円	1,064千円	1,064千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額141,957千円」を「資本的収入額が  
資本的支出額に対し不足する額167,963千円」に、「過年度分損益勘定留保資金20,846千円、当年度分損  
益勘定留保資金84,660千円、過年度資本的収支調整額30,253千円及び当年度資本的収支調整額6,198千円」

を「過年度分損益勘定留保資金9,897千円、当年度分損益勘定留保資金145,680千円、過年度資本的収支調整額4,598千円及び当年度資本的収支調整額7,788千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	1,067,810千円	△ 230,432千円	837,378千円
第1項 企業債	776,300千円	△ 161,000千円	615,300千円
第2項 補助金	185,600千円	△ 43,507千円	142,093千円
第3項 他会計からの長期借入金	105,910千円	△ 25,925千円	79,985千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,209,767千円	△ 204,426千円	1,005,341千円
第1項 建設改良費	875,600千円	△ 204,507千円	671,093千円
第3項 長期借入償還金	284千円	81千円	365千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	千円  690,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円  529,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和5年度北海道流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度北海道流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度北海道流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2） 主要な建設改良事業			
十勝川流域下水道改修事業	1,250,000千円	△ 515,206千円	734,794千円
石狩川流域下水道改修事業	728,000千円	△ 580,193千円	147,807千円
函館湾流域下水道改修事業	979,000千円	△ 105,659千円	873,341千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	4,363,961千円	△ 69,586千円	4,294,375千円
第1項 営業外収益	4,363,961千円	△ 69,593千円	4,294,368千円
第2項 特別利益	0千円	7千円	7千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	4,249,007千円	△ 22,967千円	4,226,040千円
第1項 営業費用	4,092,485千円	△ 21,799千円	4,070,686千円
第2項 営業外費用	156,522千円	△ 1,168千円	155,354千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,154,633千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,156,401千円」に、「過年度分損益勘定留保資金14,990千円、当年度分損益勘定留保資金1,110,210千円及び過年度資本的収支調整額29,433千円」を「過年度分損益勘定留保資金19,078千円、当年度分損益勘定留保資金1,121,424千円及び過年度資本的収支調整額15,899千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	3,539,752千円	△1,260,266千円	2,279,486千円
第1項 企 業 債	1,075,000千円	△ 301,068千円	773,932千円
第2項 補 助 金	1,738,400千円	△ 658,130千円	1,080,270千円
第3項 負 担 金	726,352千円	△ 301,068千円	425,284千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	4,694,385千円	△1,258,498千円	3,435,887千円
第1項 建 設 改 良 費	3,102,300千円	△1,260,266千円	1,842,034千円
第3項 返 還 金	10千円	1,768千円	1,778千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	千円 681,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 379,932	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和5年度北海道電気事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度北海道電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	293,623,000キロワット時	41,451,000キロワット時	335,074,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業 岩尾内発電所 改修事業	67,272千円	△ 5,728千円	61,544千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	5,958,641千円	842,148千円	6,800,789千円
第1項 営業収益	5,825,264千円	841,922千円	6,667,186千円
第2項 財務収益	137千円	226千円	363千円
支 出			
第1款 電気事業費用	3,756,367千円	118,039千円	3,874,406千円
第1項 営業費用	3,417,128千円	△ 86,571千円	3,330,557千円
第2項 財務費用	52,458千円	△ 1,997千円	50,461千円
第3項 営業外費用	286,781千円	206,560千円	493,341千円
第4項 特別損失	0千円	47千円	47千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,404,372千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,368,204千円」に、「過年度分損益勘定留保資金125,244千円、減債積立金790,988千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金8,344,701千円及び当年度資本的収支調整額143,439千円」を「過年度分損益勘定留保資金102,893千円、減債積立金779,458千円、再生可能エネルギー等利用

推進積立金8,344,134千円及び当年度資本的収支調整額141,719千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第1款 資本的支出	9,424,891千円	△ 36,168千円	9,388,723千円
第1項 建設改良費	1,633,903千円	△ 24,638千円	1,609,265千円
第2項 企業債償還金	790,988千円	△ 11,530千円	779,458千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費735,521千円」を「(1)職員給与費667,566千円」に改める。



令和5年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	80箇所	△ 1箇所	79箇所
(2) 年間総給水量	93,928,011立方メートル	584,865立方メートル	94,512,876立方メートル
(3) 一日平均給水量	255,934立方メートル	1,594立方メートル	257,528立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 工業用水道建設事業	42,876千円	163千円	43,039千円
室蘭地区 工業用水道改修事業	421,133千円	98千円	421,231千円
苫小牧地区 工業用水道改修事業	1,044,814千円	△ 5,845千円	1,038,969千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「長期借入金を一  
般会計から37,671千円」を、「長期借入金を一般会計から7,990千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,329,148千円	34,642千円	2,363,790千円
第1項 営業収益	2,083,583千円	27,046千円	2,110,629千円
第2項 営業外収益	245,565千円	6,669千円	252,234千円
第3項 特別利益	0千円	927千円	927千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,424,878千円	△ 16,628千円	2,408,250千円
第1項 営業費用	2,300,611千円	△ 65,841千円	2,234,770千円
第2項 営業外費用	119,230千円	49,213千円	168,443千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,041,747千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額980,445千円」に、「過年度分損益勘定留保資金230,194千円、当年度分損益勘定留保資金689,821千円及び当年度資本的収支調整額121,732千円」を「過年度分損益勘定留保資金305,459千円、当年度分損益勘定留保資金546,583千円及び当年度資本的収支調整額128,403千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	1,585,380千円	55,407千円	1,640,787千円
第3項 他会計からの出資金	38,978千円	148千円	39,126千円
第4項 他会計からの長期借入金	46,492千円	△ 109千円	46,383千円
第5項 負 担 金	0千円	55,368千円	55,368千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,627,127千円	△ 5,895千円	2,621,232千円
第1項 建設改良費	1,691,412千円	49,784千円	1,741,196千円
第2項 企業債償還金	869,644千円	△ 55,679千円	813,965千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「(1)職員給与費350,730千円」を「(1)職員給与費386,893千円」に改める。

令和5年度北海道病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度北海道病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(3) 年間取扱延患者数			
入 院	100,594人	1,012人	101,606人
外 来	200,004人	△ 4,168人	195,836人
(4) 一日平均患者数			
入 院	275人	3人	278人
外 来	823人	△ 17人	806人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業資金に充てるため、企業債71,000千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	15,811,488千円	92,354千円	15,903,842千円
第1項 医業収益	6,428,609千円	△ 71,408千円	6,357,201千円
第2項 医業外収益	9,372,078千円	158,871千円	9,530,949千円
第3項 特別利益	10,801千円	4,891千円	15,692千円
支 出			
第1款 病院事業費用	16,155,865千円	101,435千円	16,257,300千円
第1項 医業費用	13,823,728千円	128,080千円	13,951,808千円
第2項 医業外費用	2,285,838千円	△ 35,582千円	2,250,256千円
第3項 特別損失	46,299千円	8,937千円	55,236千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額620,953千円」を「資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額622,156千円」に、「当年度分損益勘定留保資金620,953千円」を「当年度分損益勘定留保資金622,156千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	( 計 )
収 入				
第1款 資本的収入	2,065,430千円	△	1,797千円	2,063,633千円
第1項 企業債	978,000千円	△	1,000千円	977,000千円
第2項 他会計負担金	1,087,430千円	△	797千円	1,086,633千円
支 出				
第1款 資本的支出	2,686,383千円	△	594千円	2,685,789千円
第1項 建設改良費	978,466千円	△	594千円	977,872千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表中の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 978,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 977,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特別減収対策企業債	—	—	—	—	71,000	同 上	10%以内	同 上

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費8,185,254千円」を「(1)職員給与費8,046,936千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「1,327,565千円」を「1,534,755千円」に改める。